

納税証明請求書及び委任状記載要領

- ★ 第三者が本人になりすまして不正な目的で納税証明書の請求を行うことを防止し、納税者のみなさまの個人情報保護を図るために「本人確認」を行っております。
また、請求（委任状）内容に疑義がある場合には、請求を受け付けることはできません。
御理解・御協力をよろしくお願いいたします。

1. 納税証明書の種類	1
(自動車の継続検査用・構造等変更検査用納税証明書を除く)	
2. 納税証明請求書の提出先	1
3. 納税証明書を請求する際に必要なもの	2
(1) 窓口で請求をされる場合	2
(1) 郵送で請求をされる場合	2
4. 手数料(納税証明請求書に貼付する鹿児島県収入証紙)の計算方法	3
5. 本人確認書類（官公署等が発行した身分・資格証明書）	4
6. 申告・納付後すぐに納税証明書の請求をされる場合	4
7. 代理人の請求及び受領について	5
8. 委任状の記載内容について	5
9. 納税証明請求書及び委任状記載要領の適用について	5
10. 納税証明書の記載例	6
11. 委任状の記載例	7

- 請求をいただいてから、速やかに証明書を交付できるよう努めておりますが、請求書が多量の場合、窓口が混雑している場合や納税の確認等に時間を要する場合（納付して間もない場合）など交付まで時間がかかる場合もありますので、あらかじめご容赦くださいますようお願いいたします。

1. 納税証明書の種類（自動車の継続検査用・構造等変更検査用納税証明書を除く）

鹿児島県で発行する納税証明書には、次の種類がありますので、必要となる納税証明書の種類・税目・年度（期別）・枚数等について、納税証明請求書の提出先であらかじめ御確認をお願いします。

※納税証明交付申請書（競争入札参加資格審査申請書用）（全国統一様式）による請求についても納税証明請求書と同様に取り扱います。

納税証明書の種類	証 明 内 容
① 税額の証明	・ 納付すべき税額，納付した税額及び未納税額等（注１）
② 県税（特別法人事業税又は地方法人特別税を含む。）について未納がないことの証明	・ 県税の本税，加算金及び延滞金に未納がないこと
③ その他の証明	・ 滞納処分を受けたことがないこと ・ 担保権の設定のための法定納期限の記載 ・ 酒税法の規定による免許申請のための納税証明書 ・ 鉦区税に係る納税証明書 など ※ 詳細については，納税証明書の提出先であらかじめ御確認ください。

注１：証明することができる「年度（期別）」については，期間の制限がありますので，詳しくは納税証明請求書の提出先で御確認ください。

2. 納税証明請求書の提出先

名 称	所 在 地	発行できる証明書の種類
鹿児島地域振興局 県税管理課	〒892-8520 鹿児島市小川町3-56 電話：099-805-7211	① 税額の証明 ② 県税（特別法人事業税又は地方法人特別税を含む。）について未納がないことの証明 ③ その他の証明
南薩地域振興局 県 税 課	〒897-0031 南さつま市加世田東本町8-13 電話：0993-52-1315	
北薩地域振興局 県 税 課	〒895-8501 薩摩川内市神田町1-22 電話：0996-25-5202	
始良・伊佐地域振興局 県 税 課	〒899-5212 始良市加治木町諏訪町12 電話：0995-63-8114	
大隅地域振興局 県 税 課	〒893-0011 鹿屋市打馬2丁目16-6 電話：0994-52-2093	
大隅地域振興局 県 税 課 曾於市駐在	〒899-8102 曾於市大隅町岩川6491 電話：099-482-1138	
熊 毛 支 庁 県 税 課	〒891-3192 西之表市西之表7590 電話：0997-22-0063	
大 島 支 庁 県 税 課	〒894-8501 奄美市名瀬永田町17-3 電話：0997-57-7225	
鹿児島地域振興局 自動車税課	〒891-0197 鹿児島市谷山港2丁目5-1 電話：099-261-5611	① 自動車税（種別割，環境性能割）に係る税額の証明に限る

3. 納税証明書を請求する際に必要なもの

納税証明書を請求される際には、次の書類が必要となります。

書類が不足している場合や書類に不備がある場合には、請求を受け付けることができませんので御注意ください。

(1) 窓口で請求をされる場合

納税義務者	窓口に来られる方	請求に必要な書類
個人の場合	本人	①納税証明請求書 ②手数料の金額に相当する鹿児島県収入証紙 ③納税義務者の本人確認書類 ④納付後おおむね3週間以内の場合は領収証書等 (注3)
	代理人(注1)	①納税証明請求書 ②手数料の金額に相当する鹿児島県収入証紙 ③委任状 ④窓口に来られる方の本人確認書類 ⑤納付後おおむね3週間以内の場合は領収証書等
法人の場合	法人の代表者本人	①納税証明請求書 ②手数料の金額に相当する鹿児島県収入証紙 ③代表者個人の本人確認書類 ④納付後おおむね3週間以内の場合は領収証書等
	代理人(注2)	①納税証明請求書 ②手数料の金額に相当する鹿児島県収入証紙 ③委任状 ④窓口に来られる方の本人確認書類 ⑤納付後おおむね3週間以内の場合は領収証書等

注1：ご家族(夫婦、親子、兄弟等)も代理人になります。

注2：法人の役員(取締役等)や従業員の方も代理人になります。

注3：納付後おおむね3週間以内に納税証明書を請求される場合は、下記6を参照してください。

※ 書類はすべて原本が必要です。納税証明請求書、委任状については原本を提出していただくため、お返しすることはできません。

※ 鹿児島県収入証紙販売所は、鹿児島県のホームページに掲載しています。
(「くらし・環境」－「税金」－「証紙」－「鹿児島県収入証紙販売所」)
詳しくは、最寄りの「納税証明請求書の提出先」にお尋ねください。

(2) 郵送で請求をされる場合

郵送の場合、納税義務者の方の次の住所に納税証明書をお送りします。
返信用封筒には、①、②のいずれかの住所をご記入ください。

① 鹿児島県税の納税通知書の送付先

② 鹿児島県に届けている住所(本店又は主たる事務所の所在地)

郵送で請求される際は、下記の書類が必要です。

○本人が請求する場合

- a 納税証明請求書
- b 手数料の金額に相当する鹿児島県収入証紙
(県外等で鹿児島県収入証紙販売所がない場合は定額小為替又は現金でも可能)
- c 所要の金額の切手を貼った返信用封筒(送付先住所氏名を記載したもの)
- d 個人の方は本人の確認書類の写し(下記5を参照してください。)

○代理人が請求する場合(請求者が納税義務者と異なる場合)

- a 納税証明請求書
- b 委任状(下記8を参照してください。)
- c 手数料の金額に相当する鹿児島県収入証紙
(県外等で鹿児島県収入証紙販売所がない場合は定額小為替又は現金書留によ

- る現金の納付でも可能)
- d 所要の金額の切手を貼った返信用封筒（送付先住所氏名を記載したもの）

なお、上記①、②以外の住所への送付を希望される場合には、上記に加えて次の書類が必要です。

- e 請求者氏名と送付先住所の確認できる官公署が発行した書類の写し

請求の内容等について確認させていただく場合がありますので、平日の日中に連絡が取れる電話番号を必ず交付請求書や委任状に明記してください。

4. 手数料（納税証明請求書に貼付する鹿児島県収入証紙）の計算方法

納税証明書の交付請求の際には、税目数・使用目的数・年度(期別)数、請求枚数ごとに400円の手数料が必要となります。

手数料の金額に相当する「鹿児島県収入証紙」を購入していただき、貼付をお願いします。

(※収入印紙ではありませんので御注意ください。)

(例)

【決算変更届】

法人事業税の令和2年度と令和3年度の「税額の証明」が、それぞれ1枚必要な場合

→1税目×2年度・・・・・・・・800円

【融資申込み】

法人県民税及び法人事業税の令和3年度の「税額の証明」が、1枚必要な場合

→2税目×1年度・・・・・・・・800円

【自動車の抹消又は移転登録のための譲渡証明書】

令和3年度の1台分の「税額の証明」が、1枚必要な場合

→1税目×1年度×1台・・・400円

【酒類小売業免許申請（酒類法第7条第1項の規定による申請）】

「証明願」1枚に対する証明

→2証明内容×1枚・・・・・・・・800円

※ 「地方税の滞納処分を受けた者でなく、また、現在地方税を未納または滞納していない者であること」の2項目についての証明となります。

「証明願」に直接証明しますので、必要事項を記載した「証明願」を提出してください。

【入札参加資格申請】、【補助金交付申請】、【県営住宅入居申込み】など

「県税について未納がないことの証明」が、1枚必要な場合

→1枚・・・・・・・・・・400円

※ 「法人事業税と特別法人事業税又は地方法人特別税の税額を併せて証明する場合」は、2税目であっても1税目として計算しますので、御注意ください。

※ 法人事業税と特別法人事業税又は地方法人特別税の税額を別々に証明する場合は、2税目となります。

※ 不動産取得税の場合は、土地、建物それぞれ課税されている件数により手数料が変わります。

※ 証明の内容によっては、手数料が異なる場合もありますので、ご不明な場合は、最寄りの地域振興局・支庁へお問い合わせください。

※ 県外等にお住まいの方で、鹿児島県収入証紙を貼付することができない場合には、手数料相当額をゆうちょ銀行又は郵便局の発行する定額小為替、又は現金書留で送付してください。(定額小為替作成料や郵送料は、請求者負担となります。)

定額小為替の指定受取人欄は何も書かずにそのまま送ってください。

5. 納税証明請求時に提示していただく「本人確認書類」

A 顔写真付き公的証明書（1点提示）

マイナンバーカード 運転免許証 旅券（パスポート）
住民基本台帳カード（顔写真付き）、身体障害者手帳、療育手帳、
精神保健福祉手帳（顔写真付き）
税理士、行政書士、弁護士、司法書士の証票等の証明書（顔写真付き）
外国人登録証明書 船員手帳 海技免状 小型船舶操縦免許証
猟銃・空気銃所持許可証 戦傷病者手帳 無線従事者免許証 電気工事士免状
特種電気工事資格者認定証 認定電気工事従事者認定証 耐空検査員の証
航空従事者技能証明書 運航管理者技能検定合格証明書 教習資格認定証
動力車操縦者運転免許証 宅地建物取引士証 警備業法第23条第4項に
定する合格証明書 敬老・友愛パス（鹿児島市の場合） 等

※ 従業員（社員）の方が勤務する会社の代理人として請求する場合、顔写真・住所及び社章（印）が記載された従業員（社員）証がある場合は、「A」に、ない場合は、「C」に代えることができるものとします。

A の書類をお持ちでない場合（2点提示）

（B 2点又は B 1点＋C 1点は可、C 2点は不可）

B 顔写真なし公的証明書

住民基本台帳カード（顔写真なし） 精神保健福祉手帳（顔写真なし）
税理士、行政書士、弁護士、司法書士の証票等の証明書（顔写真なし）
国民健康保険 健康保険 船員保険 介護保険又は後期高齢者医療の被保険者証
共済組合員証 国民年金手帳 共済年金又は恩給の証書
各種医療受給者証 母子健康手帳 生活保護受給者証

C その他の身分・資格を確認できる書類（B と併せて2点提示、C 2点は不可）

B に掲げる書類を除く、国又は地方公共団体の機関が発行した身分・資格証明書（顔写真なし）
学生証（顔写真付き）

自動車税種別割以外の県税の納税通知書や領収書 金融機関のキャッシュカード又は預貯金通帳 クレジットカード 国税・地方税の納税通知書や領収証
診察券

※(C)については、写しをとらせていただきます。

※ いずれも有効期限のあるものは有効期限内のもの及び氏名、住所等が最新の情報に更新されているものに限りします。

注1：本人確認書類については、番号等を控えさせていただきます。また、書類の写しをとらせていただく場合があります。

注2：本人確認書類のうち、有効期限のある書類については、有効期限内のものに限りします。

注3：平成27年10月以降に総務省から郵送されたマイナンバーの「通知カード」は本人確認書類として用いることはできません。

本人になりすまして不正な目的で納税証明書の請求や受領を行うことを防止し、納税者の皆様の個人情報保護を図るために、申請時の「本人確認」をより厳格に行います。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

6. 申告や納付後すぐに納税証明書の請求をされる場合

法人県民税・法人事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税等の申告税目については、申告や納付後おおむね3週間以内に納税証明書を請求される場合には、①領収証書の原本又は写し（領収印のあるもの）と②申告書の控えや写し（受付印のあるもの）の両方をお持ちください。

その他の税目については、納付後おおむね3週間以内に納税証明書を請求される場合には、領収証書の原本又は写し（領収印のあるもの）をお持ちください。

また、口座振替をご利用の方で、口座振替後7日以内に請求される場合には、口座振

替結果が記載されている通帳をお持ちください。

領収証書や申告書の控えや写し等がない場合には、納税証明書が発行できないことがありますので、御注意ください。

7. 代理人の請求及び受領について

代理人が納税証明書の請求及び受領を行う際は、必ず委任状をお持ちください。

委任状をお持ちでない場合、また不備等がある場合には、納税証明書の請求（受領）を受け付けることができません。請求の前に、記載要領を御確認ください。

8. 委任状の記載内容について

委任状については、特に定まった様式はありませんが、下記の①～④の事項を必ず明記してください。

- ① 代理人の住所・氏名
- ② 委任する権限（納税証明書の請求及び受領に関する一切の権限等）
- ③ 委任した日付
- ④ 委任者（納税義務者）に関する a～d の事項
 - a 氏名（法人の場合は法人名、代表者名）
 - b 住所（鹿児島県税の納税通知書送付先、鹿児島県に届けている住所（本店又は主たる事務所の所在地）
 - c 個人の場合は、自宅及び日中に連絡のとれる連絡先電話番号（携帯電話等）、法人の場合は、日中に連絡のとれる事務所及び代表者連絡先電話番号（携帯電話等）

その他の注意点

- ① 委任状は、**必ず委任者（納税義務者）の方が作成**してください。
- ② 委任状は必ず原本をお持ちください。提出していただきますので、お返しすることはできません。
- ③ 委任状の内容確認のため、委任者の方にお電話させていただく場合がありますので、日中連絡のとれる連絡先電話番号（携帯電話等）を必ず御記入ください。
- ④ 納税義務者が個人の場合で、御家族の方（夫婦、親子、兄弟等）が請求・受領される場合も代理人となりますので、委任状が必要です。
- ⑤ 納税義務者が法人の場合で、法人の代表者以外の方（役員や従業員等）が請求・受領される場合も代理人となりますので、委任状が必要です。
- ⑥ 納税証明書請求の場合、自動車税種別割等の納税通知書や領収書をお持ちいただいても、委任状としてはお取り扱いできません。

9. 納税証明請求書及び委任状記載要領の適用について

この要領については、令和4年4月以降に受け付けた納税証明書の請求から適用します。

10 納税証明書の記載例（代理人請求の場合）

規則第7号様式（第9条関係）

納税証明請求書

鹿児島県

長 殿



年 月 日

納税義務者（必ず記入すること。）		代 理 人	
住 所 (所在地)	〇〇〇県〇〇〇市〇〇〇町4-5-6	住 所 (所在地)	〇〇〇県〇〇〇市〇〇〇町1-2-3
フリガナ	カ・ショウジ・ダイゴトリシマヤカコ・シマシロウ	フリガナ	ケンセイ タロウ
氏 名 (名 称)	株式会社 〇〇〇商事 代表取締役 鹿児島 二郎	氏 名 (名 称)	県税 太郎
電話番号	(〇〇〇)-〇〇〇-4321	電話番号	(090)-〇〇〇〇-1234

1 税額の証明

選択欄	使 用 目 的	目的コード	選択欄	対 象 税 目	税目コード
	決算変更届（建設業法11条）	06		法人事業税	32
	建設業許可申請	07		法人県民税	31
	入札参加資格申請	08		特別法人事業税	32
	融資申込み	09		法人事業税及び特別法人事業税	32
	許可申請	10		法人県民税及び法人事業税	11
	採掘権設定の出願等	11		法人県民税、法人事業税及び 特別法人事業税	11
	その他の申請 ()	88		個人事業税	13
	自動車の車検以外 (抹消又は移転のための譲渡証明書発行等)			不動産取得税	14
	鹿・鹿児島・奄美			鉾区税	15
				自動車税種別割	24

2 「県税（特別法人事業税を含む。）について未納がない」ことの証明

選択欄	使 用 目 的	目的コード	選択欄	使 用 目 的	目的コード
	入札参加資格申請	01		県営住宅入居申込み	05
	補助金交付申請	02		その他の申請 ()	99
	融資申込み	03			
	許可申請	04			

3 法定納期限等

選択欄	県税（特別法人事業税を含む。）の徴収金と競合する債権に係る担保権の設定の目的で納税証明書の交付を請求するため、法定納期限等の記載が必要
-----	---

4 年度・期別（事業年度）

事業年度	年 月 日 ～ 年 月 日
対象年度	年度分
屋 号	

5 証明書の請求枚数

枚

収入証紙貼付欄

（鉾区税の納税証明を請求する場合は、収入証紙の貼付けは不要です。）

上記のとおり、納税証明書の交付を請求します。

- 注1 1から5までの欄のうち、必要な項目を記入してください。
2 各項目の「選択欄」については、該当する欄に○を付けてください。
3 納税義務者（法人の場合は代表者。以下同じ。）以外の方が請求する場合は、代理人の欄も記入するとともに、委任状を提出してください。
4 納税義務者又は代理人の方は、本人であることを確認するに足りる書類（マイナンバーカード、運転免許証等）を提示し、又は提出してください。

※ 処理事項（記載しないこと。）

地域振興局・支庁使用欄

（本人確認）☐納税義務者 ☐代理人

（確認方法）☐運転免許証 ☐健康保険証

☐パスポート ☐住基カード

☐マイナンバーカード

☐その他（ ）

公印取扱い主任

公印押印承認

決裁権者

決裁回議

起案者

納税証明書発行番号

第 号

（納税者番号）

1 1. 委任状の記載例

委 任 状

(代理人) 住所 (所在地) ○○○県○○○市○○○町 1 - 2 - 3

氏名 (名称) 県税 太郎

連絡先電話番号 (○○○ -○○○ -○○○○)

連絡先電話番号 (0 9 0 -○○○○-1 2 3 4)

私は、上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

県税に係る納税証明書の請求及び受領に関する一切の権限。

○○年○○月○○日

(委任者) 住所 (所在地) ○○○県○○○市○○○町 4 - 5 - 6

氏名 (名称) 株式会社 ○○○商事
代表取締役社長 鹿児島 二郎

※日中に連絡のとれる

連絡先電話番号 (○○○ -○○○ -4 3 2 1)

連絡先電話番号 (0 9 0 -○○○○-○○○○)

注 1 : 代理人の請求の場合は、代理人の方の「本人確認の書類」が必要です。

注 2 : 委任状は、必ず委任者 (納税義務者) の方が作成してください。

◎委任状を偽造したり、不正に使用すると法律により罰せられます。